

大規模な土地取引は届け出が必要で



一定面積以上のまとまった土地取引を行う場合には、国土利用計画法や公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、面積などに応じて届け出が必要で

◆契約前に必要な届け出

対象：市街化区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り渡そうとする人 **届け出時期**：土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

◆契約後に必要な届け出

対象：市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り受けた人 **届け出時期**：土地売買契約日を含め2週間以内

▼街づくり推進課 ☎23-35355

大規模な開発行為は事前協議が必要です



本市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為（※）を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要です。

※開発行為：住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地、太陽光発電施設用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋

め立てまたは干拓、しゅんせつ、廃棄物の埋め立て、その他土地の区画形質の変更

対象：市街化調整区域における開発区域面積が3000㎡以上1万㎡以下の開発行為（1万㎡を超える場合は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象）

▼街づくり推進課 ☎23-35355

地区計画区域内での行為などの届け出



地区計画は、地区の特性にふさわしい良好な居住環境を実現するため、定められたルールです。以下の指定する地域で、建物の用途や形態の変更を行う場合は届け出が必要です。

田原警察署だより

▶田原警察署 ☎23-0110

■なれた街 いつもの道でも みぎひだり

5月は、春の全国交通安全運動が行われます。県内の交通事故のうち、道路横断中の歩行者の死亡事故が多くなっています。運転者は、歩行者を保護する立場という意識を強く持ち、交通事故を防止しましょう。

○毎月10日は横断歩道の日

横断歩道は歩行者が守られるべき場所です。渡ろうとしている歩行者がいるときは、必ず止まりましょう！歩行者の方は道路を渡る際は横断歩道を利用し、左右の確認を徹底しましょう。



DATA

▶田原市のデータ

3月

※()内の数字は2023年の累計

交通事故発生件数
 ●人身10件(36件)
 ●負傷14人(45人)
 ●死亡0人(1人)
 ●物損98件(275件)

窃盗犯罪発生件数
 ●侵入盗0件(1件)
 ●乗物盗1件(3件)
 ●非侵入盗7件(16件)

火災・救急件数
 ●火災5件(12件)
 ●救急208件(634件)

寄付

▼街づくり推進課 ☎23-35355

「ご厚意に感謝します。」

▼2月10日、令和5年赤羽根小学校厄歳一同様から教育活動の充実のため、赤羽根小学校へ軽量折り畳み椅子23脚。

指定地域：田原本綿畑「田原片西」「シーサイド田原光崎」「臨海田原1区」「田原浦鬼塚内陸企業団地」「田原浦片」「大久保団地」「田原赤羽根」「弥八島」

届け出：地区計画の区域内で、土地の区画形質の変更、建築物の建築などを行う場合は、着手日の30日前までに届け出が必要です。

渥美半島アクションウィークに参加しましょう！ 5月29日(月)～6月2日(金)

家族でたくさん話をし、行動に移す週間です。例えば、

- 一日の疲れをとるストレッチを家族で考えて、みんなでやってみる。
- 最近興味があることを話して、新しいチャレンジをしてみる。



家族団らんを通じて、明日への活力を生み出す機会にしましょう。

▶学校教育課 ☎23-3679